

## 池田病院倫理委員会規程

- 第1条 当院で行われる医療行為及び医学等の研究（以下、「医療行為等」という。）について、医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨を尊重しつつ医学的、倫理的、社会的観点から審査するため、池田病院倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 第2条 当院で行われる医療行為等で、医学的、倫理的、社会的観点からの検討が必要なもののうち、他の機関との共同医療行為等であって、既に主たる機関における倫理委員会の承認を受けたものについて、迅速審査を行う。また、これ以外のものについて、自ら、又は当該医療行為等を行おうとするもの（以下、「実施者」という。）からの申請に基づいて審査を行う。
- 第3条 審査にあたっての方針は、以下のとおりとする
- (1) 医療行為等の対象となる個人（以下、「対象者」という。）の人権の擁護
  - (2) 対象者に対する十分な説明と同意を得る方法
  - (3) 医療行為等によって生ずる対象者への影響及び医学上の貢献の予測
- 第4条 委員の構成は以下のとおりとする。  
医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、事務職員の中から選任し、外部委員を2名とする。
- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
なお、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6条 委員会には委員長を1名おき、医師をもって充てる。
- 第7条 委員会の書記及び庶務は、法人事務局が担当する。
- 附 則 本規程は、平成23年4月1日より実施する。  
本規程は、平成24年10月16日より改訂実施する。